

議案第 7 号

丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 5 月 23 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市立学校の管理運営に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 14 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 5 章 職員組織等 (休暇) 第 26 条 略 2 病気休暇、特別休暇(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年香川県教育委員会規則第 18 号。以下「公立学校職員勤務時間等規則」という。)第 15 条及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年香川県人事委員会規則第 3 号。以下「職員勤務時間等規則」という。)第 17 条に規定するものを除く。第 4 項において同じ。)、<u>介護時間又は子育て部分休暇</u>の請求があった場合においては、校長は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定の内容を通知するものとする。 3～6 略 7 校長は、病気休暇、特別休暇、<u>介護時間又は子育て部分休暇</u>について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 8 略	第 5 章 職員組織等 (休暇) 第 26 条 略 2 病気休暇、特別休暇(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年香川県教育委員会規則第 18 号。以下「公立学校職員勤務時間等規則」という。)第 15 条及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年香川県人事委員会規則第 3 号。以下「職員勤務時間等規則」という。)第 17 条に規定するものを除く。第 4 項において同じ。)<u>又は介護時間</u>の請求があった場合においては、校長は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定の内容を通知するものとする。 3～6 略 7 校長は、病気休暇、特別休暇<u>又は介護時間</u>について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 8 略

様式第 6 号を次のように改める。

[illegible]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。